

一復復第二六號

兩四諸島台灣出身者の遺骨等について

昭和二十六年二月二十一日

引揚撥護庁役員局長

標記のことについて左記のこゝり依頼します。

左記

一、別紙の沖繩及び奄美大島出身者の遺骨及び遺留品をなるべく速やかに送還したいから手続としていたいただきたい。尚積出港はなるべく鹿兒島港としていたいただきたい。

二、昭和二十五年九月五日一復第三、六三九號を以て照会した台灣出身元軍人軍属の遺骨及び遺留品の送還の實現方について促進していただくたい。

通知先 外務省管理局

参考 二復（佐地復の分共）、福岡、熊本、鹿兒島世、西復

備考	計		元海軍 關係係		元陸軍 關係係		遺骨遺留品數 粗數	容積 重量	現 在 地
	遺骨	遺留品	遺骨	遺留品	遺骨	遺留品			
遺骨の「括弧」のな いのは「遺骨の 総数」の中の内 数である	397	4	71	1	326	4	沖 縄 向		
	(65)	28	(23)	7	(42)	21			
	³ m	2.472	³ m	0.662	³ m	181			
	Kg	476	Kg	115	Kg	361			
				佐世保市		熊本市			
	96	4	18	1	78	4	大 島 向		
	(19)	10	(3)	1	(16)	9			
	³ m	1.013	³ m	0.131	³ m	0.882			
	Kg	1807	Kg	20	Kg	160.7			
				佐世保市		鹿兒島市			